

令和 5 年度 第 2 回国民健康保険運営協議会 資料

資料 1 - 1 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

資料 1 - 2 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
概要説明

資料 2 - 1 令和 5 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号) (案)

資料 2 - 2 令和 5 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号) (案) の概要説明

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。第21条の3第1項第3号及び第2項第1号において同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保

険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第21条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との関係を明らかにすることができる書類

- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

久喜市国民健康保険条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例 (案)	現行条例 (旧)
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)は、その減額後の被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日</u>。第21条の3第1項第3号及び第2項第1号において同じ。)の属する月(以下「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、<u>3か月前</u>)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「<u>産前産後期間</u>」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p>

等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第21条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6か月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

1 改正の概要

国民健康保険被保険者のうち、出産を予定している被保険者または、出産した被保険者の所得割額及び均等割額について、産前産後期間に係る保険税額を減額するための改正を行うものです。

改正条例の施行日は、令和6年1月1日です。

2 改正理由

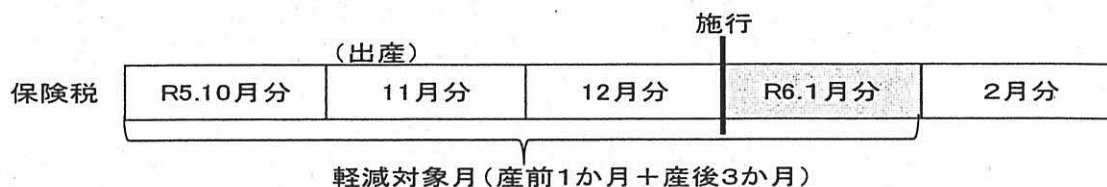
「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月12日に可決成立し、5月19日に公布されました。

これにより、国保世帯に産前産後の被保険者又は出産した被保険者がいる場合、産前産後期間の所得割及び均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が、令和6年1月1日から導入されるため、本条例に改正の必要が生じたものです。

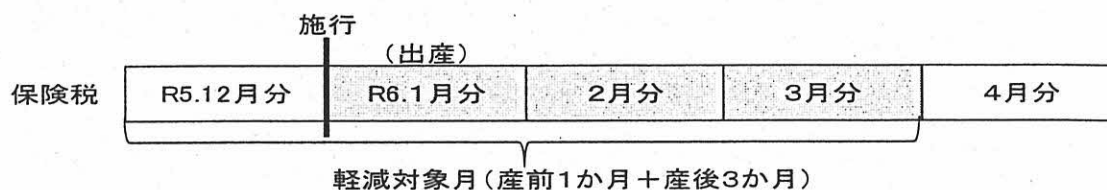
3 改正の内容

・出産被保険者の国民健康保険税額は、単胎妊娠の場合は出産予定月の前月から4か月間、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から6か月間の所得割額及び均等割額を減額した額とするものです。

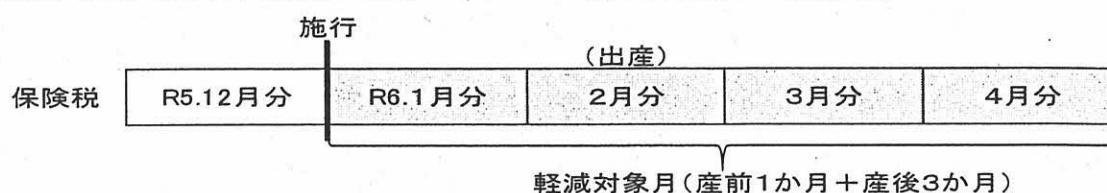
(例1) 令和5年11月1日出産の場合 ⇒ R6.1月(1か月分)が軽減対象



(例2) 令和6年1月1日出産の場合 ⇒ R6.1~3月(3か月分)が軽減対象



(例3) 令和6年2月1日出産の場合 ⇒ R6.1~4月(4か月分)が軽減対象



令和5年度 久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (案)

■歳入予算

款	予算現額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 (千円)	補正の主な内容
1 国民健康保険税	2,887,346	△ 648	2,886,698	一般被保険者国民健康保険税 ○医療給付費分現年課税分 △413千円 ○後期高齢者支援金分現年課税分 △127千円 ○介護納付金分現年課税分 △108千円
2 使用料及び手数料	1	0	1	
3 国庫支出金	376	0	376	
4 県支出金	10,794,699	1,194,349	11,989,048	○医療給付費等交付金(普通交付金) 1,194,349千円
5 財産収入	15	0	15	
6 繰入金	1,230,959	1,570	1,232,529	○職員給与費等繰入金 109千円 ○国民健康保険産前産後保険税繰入金 648千円 ○保険給付費等支払基金繰入金 813千円
7 繰越金	131,645	0	131,645	
8 諸収入	48,827	0	48,827	
合計	15,093,868	1,195,271	16,289,139	

■歳出予算

款	当初予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 (千円)	補正の主な内容
1 総務費	242,617	96	242,713	○運営協議会業務経費 96千円
2 保険給付費	10,674,993	1,194,362	11,869,355	○一般被保険者療養給付事業 998,392千円 ○一般被保険者療養費支給事業 6,654千円 ○審査支払手数料納付事業 1,134千円 ○一般被保険者高額療養費支給事業 187,769千円 ○一般被保険者高額介護合算療養費支給事業 413千円
3 国民健康保険事業費納付金	3,918,582	0	3,918,582	○財源内訳の変更
4 共同事業拠出金	1	0	1	
5 財政安定化基金拠出金	1	0	1	
6 保健事業費	219,005	813	219,818	○保養施設利用者助成事業 △303千円 ○人間ドック事業 △463千円 ○がん検診助成事業 1,579千円
7 基金積立金	15	0	15	
8 諸支出金	28,654	0	28,654	
9 予備費	10,000	0	10,000	
合計	15,093,868	1,195,271	16,289,139	

令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）の概要説明

【1 補正の概要】

（歳入）

- ・産前産後保険税軽減制度導入に伴う繰入金及び国民健康保険税の補正

（歳出）

- ・運営協議会の開催回数増加に伴う運営協議会業務経費の補正
- ・一般被保険者療養給付事業費等の保険給付費の補正
- ・がん検診助成事業費等の保健事業費の補正

などにより、歳入歳出予算に11億9,527万1千円を追加し、
予算総額を162億8,913万9千円とするものです。

【2 歳入】

(1) 1款 国民健康保険税

補正額 64万8千円の減額

（内訳）

- ・医療給付費分現年課税分 41万3千円の減額
- ・後期高齢者支援金分現年課税分 12万7千円の減額
- ・介護納付金分現年課税分 10万8千円の減額

産前産後保険税軽減制度導入に伴い、国民健康保険税を減額する
ものです。

(2) 2款 県支出金

補正額 11億9,434万9千円の増額

（内訳）

- ・保険給付費等交付金（普通交付金） 11億9,434万9千円の増額

歳出の保険給付費の増額に伴い、その財源である保険給付費等交付金
（普通交付金）を増額するものです。

(3) 6款 繰入金

補正額 157万円の増額

(内訳)

- ・職員給与費等繰入金 10万9千円の増額

歳出の運営協議会業務経費及び療養費審査支払手数料の増額に伴い、増額するものです。

- ・国民健康保険産前産後保険税繰入金 64万8千円の増額

産前産後保険税軽減制度導入に伴い、その軽減額を国1/2、県1/4、市1/4で負担し、一般会計から繰り入れるものです。

- ・保険給付費等支払基金繰入金 81万3千円の増額

歳出の保健事業費の増額に伴い、国民健康保険事業費納付金の財源内訳となる国民健康保険税が保健事業費の財源に充当されることから、その不足分を保険給付費等支払基金繰入金で補充するため、増額するものです。

【3 歳出】

(1) 1款 総務費

補正額 9万6千円の増額

(内訳)

- ・運営協議会業務経費

運営協議会の開催回数増加に伴い、増額するものです。

(2) 2款 保険給付費

補正額 11億9,436万2千円の増額

(内訳)

- ・一般被保険者療養給付事業 9億9,839万2千円
- ・一般被保険者療養費支給事業 665万4千円
- ・審査支払手数料納付事業 113万4千円
- ・一般被保険者高額療養費支給事業 1億8,776万9千円
- ・一般被保険者高額介護合算療養費支給事業 41万3千円

上記保険給付費の予算に不足が見込まれるため、増額するものです。

(3) 3款 国民健康保険事業費納付金

補正額 0円

保健事業費の増額に伴い、国民健康保険事業費納付金の財源内訳となる国民健康保険税が保健事業費の財源に充当され、その不足分を保険給付費等支払基金繰入金で財源充当することによる財源内訳の変更です。

(3) 6款 保健事業費

補正額 81万3千円

(内訳)

- ・ 保養施設利用者助成事業 △30万3千円
- ・ 人間ドック事業 △46万3千円
- ・ がん検診助成事業 157万9千円

がん検診助成金等の保健事業費の予算に過不足が見込まれるため、補正するものです。